

不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		高齢者虐待を受けた高齢者との面会制限
根拠法令及び条項		高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第13条
所 管 部 課 係 名		いきいき健康部長寿はつらつ課安心サポート係
処 分 基 準	関 係 条 項	新座市福祉事務所長事務委任規則第7条
	基 準 (未設定の場合 はその理由)	<p>【基準】 法第13条の規定による。 (面会の制限)</p> <p>第十三条 養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第十二条第一項第二号又は第三号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。</p>
	参 考 事 項	
準	設 定 等 年 月 日	令和7年1月1日設定（平成 年 月 日最終変更）